

第8回佐野市社会福祉大会

「みんなが集い、ふれあい、支えあうまちづくり」をテーマに開催します。

当日は入場無料。手話通訳・要約筆記サービスがあります。皆さん、お誘い合わせのうえ、ぜひ、ご来場ください。

▼日時 1月24日(木)午後1時30分～4時

▼会場 葛生あくとプラザ
▼内容 式典・作文の発表、古川和稔さん(宇都宮短期大学准教授)の講演「地域で暮らす 元気に暮らす」

■問合せ 社会福祉課 ☎(20)3020

第17回佐野市中学校総合文化発表会

書道、絵画、彫刻などの作品を多数展示します。

▼日時 1月26日(土)～29日(火) 午前10時～午後4時

※28日(月)は休館、29日(火)は午後3時まで

▼会場 葛生あくとプラザ
■問合せ 佐野市中学校文化連盟事務局(吾妻中学校内) ☎(22)3949

お知らせ

給与支払報告書の提出をお願いします

平成25年1月1日において、給与を支払う法人・個人で、給与所得に係る源泉徴収をするものは、給与支払報告書を給与受給者(臨時職員・パート・アルバイト・事業専従者を含む)の1月1日現在の住所所在地の市区町村に提出しなければなりません。

支払いの多寡にかかわらず、提出にご協力お願いします。なお法定の提出期限は平成25年1月31日(木)ですが、お早めに提出してください。

なお、提出はeLTAxで提出することもできます。詳細はホームページをご覧ください。(http://www.etax.jp)。

■問合せ 市民税課 ☎(20)3080

公的年金を受給されている方の確定申告について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、ほかの所得金額が20万円以下である場合には、確定申告書の提出は不要です。

お知らせ

ただし、確定申告書の提出が要件となる控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合や、所得税の還付を受けるためには、確定申告書が必要です。

なお、市県民税については、申告が必要になります。詳細はお問い合わせください。

■問合せ 佐野税務署(確定申告) ☎(22)4366、市民税課(市県民税) ☎(20)3008

国民健康保険税の年金からの特別徴収について

国民健康保険(国保)税を、今まで納付書や口座振替で納めていた方で、次の条件すべてに該当する方は、本年4月以降に受け取る年金から、国保税の特別徴収(天引き)が始まります。

- ①国保に加入している世帯主の年金が年額18万円以上(年金の種類は問いません)
- ②世帯主が平成24年10月1日までに65歳になった方(10月2日以降に65歳になった方は、平成25年10月以降から開始)

国民健康保険料と国保税の合算額が、年金受給額の二分の一を超えない

④世帯主以外に国保加入者がいる場合は、世帯内の国保加入者が全員65歳以上

該当になった方には特別徴収の金額などを通知します。

なお一定の要件を満たす場合は、申し出により特別徴収をやめて口座振替に変更することができます。すでに口座振替をされている方も、年金からの特別徴収を中止する場合には手続きが必要です。

詳しくはお問合せください。

■問合せ 市民税課 ☎(20)3070

税理士による無料相談

▼日時 2月6日(水)、23日(土) 午前10時～午後4時

▼会場 各税理士事務所(事前に電話連絡してください)

▼対象 給与所得者および年金を受けている方、給与所得者で医療費控除を受けようとする方、年の中途で退職または就職をされた方など少額の還付を受けようとする方

■問合せ 関東信越税理士会

佐野支部(税理士法人白澤会計事務所内) ☎(22)1189

20歳になったら国民年金

国民年金は、20歳から60歳未満の自営業・農林漁業・学生・アルバイト・無職などの方が加入する制度です。

国民年金には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金制度があり、保険料を納めることは、現在と未来の保障につながります。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」など支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

■問合せ 佐野総合窓口課 ☎(20)3019、栃木年金事務所 ☎02822(22)6074

今月の納税

1月は市・県民税第4期、国民健康保険税第7期の納期です

忘れずに納めましょう。

■問合せ 収納課 ☎(20)3010

市へご寄附いただいた方を紹介します

(寄附金の) (寄附)
佐野ライオンズクラブ様
佐野市社会福祉事業基金寄附金

多大なるご寄附をありがとうございます。

■問合せ 社会福祉課 ☎(20) 020

借金でお悩みの方、ご相談ください

財務省関東財務局宇都宮財務事務所、および佐野市消費生活センターでは、借金問題の相談をお受けしています。費用は無料で、個人の秘密は堅く守られます。

相談をお聞きした後、必要に応じ法律専門家をご紹介します。

人にやさしいまちづくりは、コミュニティ活動から

■問合せ 公民館管理課 ☎(24) 5771

コミュニティとは、地域に住む人たちがいろいろな行事や活動を通じて、話し合い、助け合い、力を合わせて地域の課題を解決していく地域ネットワークのことです。

現在、地域では、お祭りや防犯防災・環境美化活動などを展開し、快適な環境と心豊かなまちをつくる「コミュニティ活動」を実施しています。“誰もが住んでよかったなと思うまち”そんな素敵なまちをつくるために、皆さんの積極的な協力や参加が大切です。

【コミュニティ活動への助成事業の一例】

栃本地区コミュニティ・社会福祉協議会(林博太郎会長)では、(財)自治総合センターから、宝くじの助成金250万円を受けて、集会用テント、展示用パネルなどの備品を購入しました。

11月18日(日)にコミュニティ・ふくし祭りを開催し、多くの人々が参加して大盛況となりました。これからも、地域の活性化を目指し、子どもから高齢者まで参加する親睦交流拠点となるよう活動したいと思います。



ます。まずは「お気軽に」お電話ください。

■連絡先 同財務事務所 ☎028(633)6221

※受付は月々金曜日(祝日を除く)の午前8時30分〜正午、午後1時〜4時30分

同センター(田沼庁舎本館1階) ☎(61)1161

※受付は月々金曜日(祝日を除く)の午前9時〜午後4時

消費者ホットライン ☎0570(064)370

※受付は土・日曜日、祝日

子ども人権相談所を開設

人権擁護委員(子ども人権委員)による「子ども人権相談所」を開設します。

いじめ、体罰、不登校、虐待などの相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

▼日時 1月17日(木)午後1時30分〜4時

※受付は午後3時まで

▼会場 葛生あくど保健センター(定例人権相談所内)

■問合せ 人権推進課 ☎(61) 227

「子どもの人権110番」へもご連絡ください

☎0120(007)110

相談の受付は土・日曜日および祝日を除く平日午前8時30分〜午後5時15分

住宅・土地統計調査単位区設定の実施について

総務省では、平成25年2月1日を基準日とし、住宅・土地統計調査単位区設定を行います。

単位区設定は、平成25年10月実施予定の住宅・土地統計調査に先立ち、指導員が平成25年1月下旬から2月中旬に「住宅」と「住宅以外で人が居住する建物」の数などの状況を实地に確認して、調査対象区域を明確にし、調査の円滑な実施と結果精度の向上を図るために実施します。

なお、2月7日までこの調査の標語(キャッチコピー)を募集しています。詳しくは、統計局ホームページをご覧ください。
(<http://www.stat.go.jp>)

■問合せ 政策調整課 ☎(20) 3001

景観まちづくり講演会を開催します

▼日時 2月1日(金)午後2時〜(午後1時30分開場)

▼会場 葛生あくどプラザ

▼講演 尾立弘史さん(小山工業高等専門学校教授)

▼定員 先着80人(無料)

※当日、直接お越しください

■問合せ 都市計画課 ☎(61) 131

とちぎジョブモール巡回相談会

【佐野会場】

▼日時 2月12日(火)午後1時〜5時

▼会場 勤労者会館

■申込 2月8日(金)までに、電話で、同館 ☎(21)1830へ

【足利会場】

▼日時 1月24日(木)午後1時〜4時

▼会場 栃木県足利庁舎

※同日午前には就職セミナーを開催します

■申込 1月22日(火)までに、電話で、栃木県足利労政事務所 ☎0284(41)1241へ

県民手帳の資料便覧編訂正のお知らせ ■問合せ 政策調整課 ☎(20)3001

県民手帳に付属の資料便覧編に記載誤りがありましたので、訂正版(水色の表紙)と交換します。購入された店舗、または窓口にお申し出ください。